

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行(当該休日には、
翌日が休日であるときは、
その翌日)の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政
令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
島袋 隆志	鳥医第一、九四六六号	昭和五十年四月七日

鳥取県告示第三百八十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

田中照美	氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村光子	佐野万喜代	鳥薬第三〇五号	昭和五十年三月二十七日

鳥取県告示第三百八十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保医薬局

鳥取県告示第三百八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条の規定に基づき、

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十一日

鳥取県知事
平林鴻三

昭和五十年四月二十二日

登録番号	肥料の名称	保証(成分量) (パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四二〇号	四・〇かにがら粉末 窒素全量	四・〇	境港市大正町一・六の四 株式会社 小林商店
鳥取県 第四二一號	五・〇かにがら粉末 窒素全量	五・〇	りん酸全量 代表取締役 小林嘉久
鳥取県 第四二二号	一〇・〇蒸製骨粉 窒素全量	三・五	りん酸全量 株式会社 小林商店
鳥取県 第四二三号	六・五肉骨粉 窒素全量	二〇・〇	境港市渡町西柳川一・九 北陽油脂有限会社 代表取締役 井汲盛夫
鳥取県 第四二四号	五・六なたね油かす 窒素全量	一二・〇	境港市渡町西柳川一・九 北陽油脂有限会社 代表取締役 井汲盛夫
加里全量	りん酸全量	二・三	西伯郡中山町塩津八三二 朝倉潔

鳥取県告示第三百八十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十二条第一項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

				登録番号
			肥料の名称	
			保証成(分量 (パーセント))	
	鳥取県 第四〇七号	たばこくず 粉末	以西梨複合 肥料	窒素全量 八・〇
窒素全量 うち アンモニア性窒素 二・五	加里全量 一・〇	加里全量 うち 水溶性加里 四・〇	りん酸全量 うち 可溶性りん酸 三・八 四・八	八・八 八・〇
支店長 倉光暉雄	倉吉市昭和町四六八 中央化成株式会社 倉吉支店	東伯郡赤崎町赤崎 一九九七の一 赤崎町農業協同組合 組合長理事 森山忠久	生産業者の住所及 び名称	

鳥取県 第三四三号	甘 著 複 合	りん酸全量 うち く溶性りん酸	一〇・三
鳥取県 第三六六号	若苗複合肥料	アンモニア性窒素 うち 水溶性りん酸	一〇・二
料	窒素全量 うち アンモニア性窒素	りん酸全量 うち 水溶性りん酸	三・〇
鳥取県 第三六七号	くみあいハウ ス用苦土ぼう 素入り複合肥 料	加里全量 うち 水溶性りん酸	一〇・一
米子市農業協同組合 組合長理事 斎木幸福	米子市東町一〇五番地	六・七 六・五 六・五 八・〇	倉吉市越殿町一四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 八田隆利

鳥取県告示第三百八十八号

昭和五十年二月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（野寺地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 縦覽に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覽に供する期間

昭和五十年四月二十三日から二十日間

三 縦覽に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十九号

昭和四十九年十二月十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良（武庫地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

一、総覽に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二、総覽に供する期間

昭和五十年四月二十三日から二十日間

三、総覽に供する場所

江府町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覽期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（滝山地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（谷山地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（下味野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（真名地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和五十年四月二十二日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子 夫

氏名	生年月日	住 所	職 業	電話番号	経験及び履歴	委嘱年月日
下田三子夫	明治二、四、二十五	鳥取市西町四丁目一—五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	(鳥取)三一六六七	広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二、七
椋 貞男	明治〇、五、二三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	(鳥取)三一四二八	鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長	昭三、一、三
小林 俊治	明元六、八、二〇	鳥取市古海一〇〇	鳥取県私立学校審議会委員	(鳥取)三一八七五	日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭三、四、三
田中 篠篤	大二一、一、二五	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教授	(鳥取)三一五二六	鳥取県立鳥取西高等学校校長	昭三、四、三
遠藤 崇	大二三、七、七	米子市西三柳四五六五の四	鳥取大学助教授	(鳥取)三一〇三一	大学 (鳥取)三一五二六	自宅 (鳥取)三一六六七
北尾 才智	大二五、三、三	西伯郡西伯町字原四九〇	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一三九一	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長
生田 満彦	昭八、八、二六	鳥取市岩倉四一四の一七	鳥取県労働組合総評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一三九一	鳥取県労働組合総評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	日本赤十字社鳥取県支部事務局長
谷口 富雄	大二三、三、七	鳥取市浜坂一六一〇	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議 会事務局次長	(鳥取)三一三九一	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	自宅 日本赤十字社鳥取県支部事務局長
川勝 敏和	昭二、八、七	鳥取市南吉方一の六八	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	(鳥取)三一七五五	山陰マスコミ共闘会議議長 日本海新聞労働組合執行委員長	昭四、一、二
岡村吉太郎	大三、三、元	鳥取市中町一九	株式会社鳥取大丸代表取締役 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一三五五 自宅 (鳥取)三一三五四	国鉄労働組合米子地方本部執行 委員長 鳥取県地方労働委員会委員	昭四、四、三
			会社 (鳥取)三一三五五 自宅 (鳥取)三一三五四	地区評議会 (鳥取)三一三五五 自宅 (鳥取)三一七五五	車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	昭四、四、三
			株式会社大丸神戸店次長	昭四、三、二六		

由谷 武之	大六、七、三	倉吉市余戸谷町一九九一の一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (倉吉) 二一五〇八 自宅 (倉吉) 二一六三三
藤田 忠義	昭二、三、二	東伯郡東郷町大字引地四〇一五五	神綱機器工業株式会社総務部次長	会社 (倉吉) 二一三一 自宅 (松崎) 二一〇五九
尾平 正義	明四、一、二〇	日野郡日野町福長九〇〇四	鳥取県地方労働委員会委員	拓殖大学教授 鳥取県立米子南高等学校校長
勝部 可盛	昭八、三、二四	米子市上福原一四五九の六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (倉吉) 二一五〇八 自宅 (松崎) 二一〇五九
宇田 輝正	明四〇、二、二六	米子市博労町四丁目一六四	鳥取県労働相談員	会社 (倉吉) 二一五〇八 自宅 (松崎) 二一〇五九
直野 喜光	昭五、一、三一	米子市加茂町一丁目二三一	弁護士	会社 (倉吉) 二一五〇八 自宅 (松崎) 二一〇五九
石田 登	大四、四、一	米子市皆生一六八四の二	鳥取県労働組合総評議会西部地区総評議会副議長 愛病院従業員組合執行委員長	会社 (倉吉) 二一五〇八 自宅 (松崎) 二一〇五九
中森 義人	大五、六、二	米子市浦津一五三	國鉄労働組合米子地方書記長	会社 (倉吉) 二一五〇八 自宅 (松崎) 二一〇五九
藤井 敏郎	大一、一〇、六	米子市皆生一〇九三	株式会社山陰放送常務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (倉吉) 二一五〇八 自宅 (松崎) 二一〇五九
				会社 (倉吉) 二一五〇八 自宅 (松崎) 二一〇五九

小林繁	大五、七、四	米子市久米町四五	米子機工株式会社取締役社長 株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員長	会社(米子)元一〇三三 株式会社米子鉄工所専務取締役 昭四、一、一四
松篠重九	大八、五、〇	境港市大正町四四	米子木工株式会社取締役社長 山陰家具工業株式会社取締役社長 日本海住宅産業株式会社取締役社長 鳥取県家具工業協同組合連合会会長	会社(米子)三一三四四 (境港)二一三五
野間潔	大四、五、三	米子市錦町二丁目二二一	米子木工株式会社専務取締役	米子木工株式会社専務取締役 昭四、三、七
鎌谷平八郎	大七、一、〇	鳥取市吉方温泉一丁目五三八	米子信用金庫常務理事	会社(米子)三一三四四 (自宅)三一三四四 (境港)二一三五
谷口俊男	大三、二、九	鳥取市雲山四八の四	鳥取県地方労働委員会事務局長	会社(米子)三一三四四 (自宅)三一三四四 (境港)二一三五
原田芳秋	大三、九、三	鳥取市掛出町五の三	鳥取県地方労働委員会事務局次長	会社(米子)三一三四四 (自宅)三一三四四 (境港)二一三五
山田勲	昭三、二、八	鳥取市行徳一三一九	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	会社(米子)三一三四四 (自宅)三一三四四 (境港)二一三五
			鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	会社(米子)三一三四四 (自宅)三一三四四 (境港)二一三五
			鳥取県地方労働委員会事務局調査課長	会社(米子)三一三四四 (自宅)三一三四四 (境港)二一三五
			鳥取県農林部耕地課管理係長	会社(米子)三一三四四 (自宅)三一三四四 (境港)二一三五
			昭四、一、一六	昭四、一、一六

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和50年4月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和50年5月19日 午前10時

場所 倉吉市巣城 鳥取県倉吉保健所会議室

(2) 実地試験

日時 昭和50年6月9日 午前9時

場所 鳥取市南吉方1丁目 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通修課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を終了した者

修了した者

- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令）による中等学校の2年の課程を終った者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和48年4月以後に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により、今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第41号）第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和50年4月22日から昭和50年5月8日まで（郵送のものについて
は、昭和50年5月8日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
イ 県外居住者 (〒680) 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県衛生

- (3) 提出書類
- ア 受験願書 (別記様式によること。)
 - イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)
 - エ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
 - オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 - カ 写真 (出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)
 - (4) ③の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理容師(美容師)学科試験免除通知書の写しを提出すること。
- 6 試験手数料及びその納付方法等
- (1) 試験手数料 1,000円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
 - (3) 納付した手数料は、還付しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び屋食
 - (2) 実地試験
 - イ 受験通知書、屋食及び上ぼき
 - ア 理容師試験を受ける者
- (ア) 白衣
- (イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等
- (ウ) 応急薬品
- (エ) 美容師試験を受ける者
- (オ) 白衣
- (カ) コールド・ペーマネットウェーブ等の施術上必要な器具、材料及び化粧品
- (キ) 応急薬品
- 8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈りでないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。
- 9 その他
- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
 - (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。
 - (3) 文書による照会は、20円切手を同封すること。

別記様式(用紙はB列5番とすること。)

証紙

理容師（美容師）受驗願書

本
籍

住 所（番地及び〇〇方も記入すること。）

郵便番号

年月日生

理容師法第2条第1項（美容師法第4条第1項）の規定による理容師（美容師）試験を受験したいので、別紙関係書類添えてお願いします。

昭和年月日

6

鳥取県知事 平林鴻三殿

(注) 該当するところを〇で囲むこと。

実験回数	学科試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	

(生) 該当するところを〇で囲むこと。

鳥取県農業試験場手数料条例（昭和五十一年三月鳥取県条例第一号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二
下
終わりから六
础ひ
础ひ素